

公募型プロポーザル方式による手続開始の公示

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続（以下「手続」という。）を行うので公示する。

平成 31 年 2 月 13 日

香川県知事 浜 田 恵 造

第 1 業務概要

- 1 業務名 新香川県立体育館整備コンストラクション・マネジメント業務
- 2 業務の場所 香川県高松市サンポート
- 3 業務の概要 新香川県立体育館基本・実施設計業務における基本設計管理支援
- 4 履行期間 契約締結日から平成 31 年 10 月 31 日まで
- 5 業務費の目安額 2,400 万円（消費税及び地方消費税相当額抜き）とする。

第 2 手続に参加する者に必要な資格

この手続に参加する者に必要な資格は、単体企業であって、以下の 1 から 3 までの要件をすべて満たす者であることとする。

1 参加者に関する要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (6) 香川県の平成 30 年度測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は入札参加資格者と同等と認める者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 国税及び香川県税に未納がない者であること。
- (9) 法人企業の場合は、新香川県立体育館基本・実施設計業務の受注者（当該業務の協力事務所を含む。）及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者。以下同じ。）でないこと。個人企業の場合は、その代表者が新香川県立体育館基本・実施設計業務の受注者（当該業務の協力事務所を含む。）及びその関連企業の役員でないこと。

2 業務の実績に関する要件

発注者の業務支援を行う次の①又は②に記す業務（平成 15 年度以降に完了したものに限る※。以下「CM業務」という。）のうち、同種業務（以下同じ。）又は類似業務（以下同じ。）の元請（単体）としての業務実績を有すること。

- ① 技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、基本計画策定支援、設計者選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメント業務（国土交通省「CM方式活用ガイドライン」（2002 年）参照）
- ② 一般社団法人コンストラクション・マネジメント協会「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書」（2009 年 6 月改訂版）に記載のコンストラクション・マネジメント業務

同種業務：国又は地方公共団体が発注し、延べ面積 15,000 m²以上の体育館の新築又は改築に係る基本設計段階又は実施設計段階において実施されたCM業務。

類似業務：延べ面積 15,000 m²以上の建築物（ただし、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2 による建築物の類型 1 及び 2 を除く。）の新築又は改築に係る基本設計段階又は実施設計段階において実施されたCM業務。

※ 基本設計段階又は実施設計段階が業務内容として含まれる業務で、参加表明書の提出期限日に基本設計段階又は実施設計段階の業務が完了したものを含む。

3 技術者の配置に関する要件

次の条件を満たす技術者（参加表明書の提出期限日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）を配置できること。

(1) 技術者の配置体制

管理技術者1名及び各担当技術者6名を配置すること。各技術者は、兼務することができない。

(2) 配置技術者の資格等

配置技術者	資格等
管理技術者	CCMJ及び一級建築士の資格を有し、第2の2に掲げる同種業務又は類似業務について管理技術者又はチームリーダーとして実績があること。
建築（総合）	一級建築士の資格を有し、CM業務の実績があること。
建築（構造）	構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
電気設備	設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
機械設備	設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
建設コスト管理	建築コスト管理士、建築積算士又は一級建築士の資格を有すること。
工事施工計画	一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

第3 仕様書の閲覧等

1 仕様書の閲覧

(1) 閲覧期間 平成31年2月13日（水）から平成31年2月22日（金）まで。

(2) 閲覧方法 第12の「15 問合せ・提出先」に示したホームページで閲覧に供する。ただし、これにより難い者には、閲覧期間中（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に第12の「15 問合せ・提出先」で直接配布するものとする。

2 仕様書等への質問

(1) 受付期間 平成31年2月14日（木）から平成31年2月18日（月）まで。

(2) 受付方法 別添質問書様式により、第12の「15 問合せ・提出先」に示したアドレスあて電子メールで提出すること。

3 仕様書等への質問に対する回答

(1) 回答期間 平成31年2月20日（水）から平成31年2月22日（金）まで。

(2) 回答方法 第12の「15 問合せ・提出先」に示したホームページで閲覧に供する。

第4 参加表明書等の提出

手続への参加を希望する者は、次の書類（以下「確認資料」という。）を各1部提出しなければならない。ただし、香川県の平成30年度測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者（建築関係コンサルタント業務に限る。）は、②～⑩の書類の提出を省略できる。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 経営規模等総括表（様式第2号）
- ③ 技術職員総括表（様式第3号）
- ④ 委任状（様式第4号）
 - ・県外業者で、本店（本社）から支店（支社）営業所等に権限を委任する場合のみ必要
- ⑤ 納税証明書（国税）
 - ・《法人企業の場合（様式その3の3）》
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもので、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要。
 - ・様式その3の3以外は受付できません。
 - ・《個人企業の場合（様式その3の2）》
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもので、「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要。
 - ・様式その3の2以外は受付できません。）
- ⑥ 納税証明書（香川県税）
 - ・香川県内に申請する営業所がある場合のみ必要。
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもので、全ての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要。
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認書
 - ・香川県内に申請する営業所がある場合のみ必要。
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもの。
 - ・「特別徴収実施確認書」に代えて、「特別徴収税額の決定通知書」により提出することも可能。
 - ・香川県内に申請する営業所が存在する香川県内の市町のものにより提出すること。（当該営業所が存在する市町に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く存在する県内市町のものを出すること。県内に従業員が1名もいない場合は、従業員の存在する県外市町の者を提出すること。）
- ⑧ 商業登記簿
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもの。
- ⑨ 業務経歴書（直近1年分。様式第5号）
- ⑩ 財務諸表（直近1年分）
- ⑪ 一級級建築士事務所登録証明書
 - ・平成30年10月31日以降に発行されたもの。
- ⑫ 業務実績（様式第6号）
 - ・第2の2に掲げる要件を満たすことを証明する業務実績を記載すること。なお、記載内容が確認できる以下のア又はイの書類を添付すること。
 - ア 発注者の履行証明書、契約書、当該部分が記載されている仕様書、図面及び業務の完了が確認できる書類等（原本提示の上、写しを添付すること。）
 - イ （一財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）の完了登録業務カルテ（受領書及び業務内容のわかる部分）の写し
- ⑬ 業務実施体制（様式第7号）
 - ・第2の3の（1）に掲げる配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載すること。なお、この業務の実績としてTECRISに登録する予定の担当技術者については全員記載すること。
- ⑭ 配置予定技術者の資格・業務実績（様式第8号、9号）
 - ・第2の3の（2）に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び業務実績を記載すること。なお、記載内容が確認できる以下の書類を添付すること。
 - ・「所有資格」については、当該資格を証する書類。
 - ・「業務実績」については、⑫に示すア又はイの書類。
 - ・参加表明書の提出期限日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書類（健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し、住民

税特別徴収税額の通知書の写し等)。

※ 配置予定技術者の資格及び業務実績については、管理技術者は様式第8号、担当技術者は様式第9号に記載すること。ただし、様式第9号の提出は、担当技術者ごとに1枚とすること。なお、担当技術者を複数人配置する必要がある場合は、様式第9号を複数枚(様式7号に記載した人数分)提出することができるが、技術提案書の特定における技術評価は、第7の3の(2)のとおりとする。

2 提出方法 持参により提出すること。

3 提出期間 平成31年2月14日(木)から平成31年2月22日(金)までの午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 提出場所 第12の「15 問合せ・提出先」

第5 技術提案書の提出者の選定基準等

1 技術提案書の提出者を選定するための基準は、「第2 手続に参加する者に必要な資格」に示すとおりとする。

2 技術提案書の提出者の選定結果は、平成31年3月1日(金)に通知書を郵送する。

第6 技術提案書の提出等

1 技術提案書の提出者に選定された者は、次の書類を各1部提出しなければならない。

(1) 技術提案書鑑(様式第10号)

(2) 業務の実施方針(様式第11号)

(3) 業務に要する経費の内訳書(様式第12号)

2 提出方法 持参又は郵便により提出すること。郵便による場合は、書留郵便とする。

3 提出期間 平成31年3月4日(月)から平成31年3月12日(火)までの午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、持参による提出は、日曜日及び土曜日を除く。また、郵便による提出は、提出期間最終日の午後5時必着のこと。

4 提出場所 第12の「15 問合せ・提出先」

第7 技術提案書の特定

1 提出された技術提案書による評価に基づき、3に示す評価基準により評価値を算出し、評価値が最も高いものを当該業務について最適な者として特定する。ただし、第6の1の(3)の業務に要する経費の内訳書の金額が第1の5の業務費の目安額を超えた者は欠格とする。

2 評価値が最も高い技術提案書が2つ以上あるときは、第6の1の(3)の業務に要する経費の内訳書の金額の最も低い者を当該業務について最適な者として特定する。ただし、金額も同額である場合は、下記3の(2)に示す評価判断基準における技術評価の項目において、次に定める順に評価又は金額の高い者を特定者として定めるものとする。

① 業務の実施方針等の評価値

② 管理技術者(資格及び業務実績)の評価値

③ 建築(総合)担当技術者(資格及び業務実績)の評価値

④ 建築(構造)、電気設備、機械設備、建設コスト管理、工事施工計画の各担当技術者(資格)の評価値の合計値

⑤ 企業の技術力(業務実績)の評価値

⑥ 上記⑤の対象となった業務実績のうち最も大きい最終契約金額

3 技術提案書を特定するための評価方法及び評価基準

(1) 評価にあたっては、次により算出される評価値の高い者が候補者となる。

評価値 = (技術評価点) + (価格評価点)

※各評価点は、小数第5位を四捨五入し、小数第4位とする。

(2) 評価判断基準

① 技術評価

技術評価点 = (下記の表による評価点数) / 180 × 30

評価項目		評価基準	配点	得点		
1 業務の実施方針等	業務理解度等の適切性	目的・条件・内容の理解度や業務量の把握が優れている。	2 5	/25 点		
		目的・条件・内容の理解度や業務量の把握が概ね優れている。	1 2			
		目的・条件・内容の理解度や業務量の把握が適切である。	0			
		目的・条件・内容の理解度や業務量の把握がやや不十分である。	-1 2			
		目的・条件・内容の理解度や業務量の把握が不十分である。(失格)	×			
	実施方針等の妥当性	業務の実施方針等の提案内容が優れている。	2 5	/25 点		
		業務の実施方針等の提案内容が概ね優れている。	1 2			
		業務の実施方針等の提案内容が適切である。	0			
		業務の実施方針等の提案内容がやや不十分である。	-1 2			
		業務の実施方針等の提案内容が不十分である。(失格)	×			
2 配置予定技術者	管理技術者	技術者資格	C C M J 及び一級建築士	1 0	/10 点	
		— (欠格)	×			
	過去 15 年間の業務の実績の内容	同種業務の管理技術者又はチームリーダーとして実績あり	1 0	/10 点		
		類似業務の管理技術者又はチームリーダーとして実績あり	5			
		同種業務又は類似業務の管理技術者又はチームリーダーとして実績なし (欠格)	×			
	建築(総合)	技術者資格	C C M J 及び一級建築士	1 0	/10 点	
			一級建築士	5		
			— (欠格)	×		
		過去 15 年間の業務の実績の内容	同種業務の実績あり	1 0		/10 点
			類似業務の実績あり	5		
	同種業務又は類似業務の実績なし		0			
	CM業務の実績なし (欠格)	×				
	建築(構造)	技術者資格	構造設計一級建築士	7	/7 点	
			一級建築士	4		
			— (欠格)	×		
	電気設備	技術者資格	設備設計一級建築士	7	/7 点	
建築設備士又は一級建築士			4			
— (欠格)			×			
機械設備	技術者資格	設備設計一級建築士	7	/7 点		
		建築設備士又は一級建築士	4			
		— (欠格)	×			

	建設コスト管理	技術者資格	一級建築士	7	/7点	
			建築コスト管理士又は建築積算士	4		
			－（欠格）	×		
	工事施工計画	技術者資格	一級建築士	7		/7点
			一級建築施工管理技士	4		
			－（欠格）	×		
3 企業の技術力	過去 15 年間の業務の実績の内容	同種業務の実績あり	2 5	/25点		
		類似業務の実績あり	1 2			
		同種業務又は類似業務の実績なし（欠格）	×			
4 社会性・地理的条件	地域精通度（営業拠点）	県内本店（本社）	2 0		/20点	
		県内営業所	1 0			
		なし	0			
	管理技術者の県内常駐の有無	あり	1 0	/10点		
		なし	0			

ア 評価項目 1 については、第 6 の 1 の（2）の業務の実施方針に記載された内容で評価する。

なお、業務の実施方針等については A 4 版 3 頁以内で作成することとし、指定頁数を超えた場合は、業務理解度等の適切性及び実施方針等の妥当性に係る配点を最大 0 点までとして評価する。

イ 評価項目 2 については、参加表明書提出時に提出された様式第 8 号及び様式第 9 号に記載された内容で評価する。ただし、様式第 9 号が複数人分提出されている場合は、評価点の最も低い者で評価する。

ウ 評価項目 3 については、参加表明書提出時に提出された様式第 6 号に記載された内容で評価する。

エ 評価項目 2、3 の過去 15 年間の業務の実績の内容は、平成 15 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡し完了した業務について評価する。（基本設計段階又は実施設計段階が業務内容として含まれる業務で、参加表明書の提出期限日に基本設計段階又は実施設計段階の業務が完了したものを含む。）

オ 評価項目 4 の地域精通度（営業拠点）は、香川県の平成 30 年度測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は登録された所在地により、入札参加資格者と同等と認める者は参加表明書等で確認された所在地により評価する。

カ 評価項目 4 の管理技術者の県内常駐の有無の評価のために、住民票の写しを技術提案書に添付すること。

管理技術者の県内常駐の有無は、住民票の発行日において、引き続き 3 箇月以上県内に居住していることが確認できた場合は評価ありとする。住民票の発行日は、技術提案書の提出期間内のものであること。なお、住民票の写しの添付がない場合又は住民票の発行日が技術提案書の提出期間内でないものは、評価なしとする。

キ 記入方法等の詳細については、技術提案書の様式に記載のとおりとする。

② 価格評価

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{業務委託価格} / \text{業務費の目安額})$

ただし、「業務委託価格」は第 6 の 1 の（3）の業務に要する経費の内訳書中に記載されている業務委託価格とする。「業務費の目安額」は第 1 の 5 のとおりである。また、価格評価点の最高は

30点、最低は0点とする。

4 評価結果等の公表

技術提案書の評価結果（評価点）は、特定者が決定した後、技術提案書を提出したすべての提出者の名称及び技術評価点を第12の「15 問合せ・提出先」において閲覧する。

第8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第150条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第152条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第9 前金払 有

第10 部分払 有

第11 手続参加資格等が認められなかった者に対する理由の説明

- 1 参加表明書を提出した者のうち提案者として選定しなかった者又は技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、選定又は特定しなかった旨及び選定又は特定しなかった理由（以下、「非選定等の理由」という。）を書面により通知する。
- 2 1の通知を受けた者は、非選定等の理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- 3 2の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参又は郵送により提出するものとする。
 - （1）提出期限 1の通知をした日から起算して5日以内（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）
 - （2）提出時間 午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、持参による提出は、日曜日、土曜日及び休日を除く。また、郵便による提出は、提出期間最終日の午後5時必着のこと。
 - （3）提出場所 第12の「15 問合せ・提出先」
- 4 2の説明を求めた者に対する回答は、3の提出期限日の翌日から起算して5日以内（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、書面により行う。
- 5 4の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。申立て方法及び期限については、4の回答に合わせて通知する。

第12 その他

- 1 参加者は、この公示のほか、香川県会計規則及び特記仕様書その他の手続条項を熟知の上、手続に参加しなければならない。
- 2 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 参加者は、参加に当たっては、他の参加者と価格等参加意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなくてはならない。
- 4 参加者は、特定者の決定前に、参加状況についての情報を漏らしてはならない。
- 5 参加に際し、不正の行為があると認められるときは、その者の参加を拒絶することができる。
- 6 確認資料及び技術提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- 7 提出された確認資料及び技術提案書は返却しない。
- 8 提出後、確認資料及び技術提案書の変更、追加及び再提出は認めない。
- 9 確認資料及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- 10 技術提案書が特定された者と香川県とは、「コンストラクション・マネジメント業務委託契約書(案)」により委託契約を締結するものとする。
- 11 技術提案書が特定された者は、業務委託契約書の作成の前に、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約担当者に提出すること。
- 12 確認資料に記載した配置予定技術者を配置すること。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情で

やむを得ない理由があると認める場合の外は、当該技術者の変更は認めない。上記理由により配置技術者を変更する場合は、第2の3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置し、発注者の了解を得なければならない。

13 次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止の措置の対象になることがある。

(1) 添付書類に虚偽の記載をした場合

(2) 提案のあった価格又は技術提案書に錯誤があるとして、技術提案書等の取下げを申し出た場合

(3) 特定者が契約を締結しない場合

(4) その他技術提案書の提出等に関し不正又は不誠実な行為をし、委託業務の請負契約の相手方として不適當であると認められる場合

14 当業務の受注者及びその関連企業は、今後県が発注する新香川県立体育館整備事業に関する設計業務及び工事の受注者となることはできない。

15 問合せ・提出先 香川県総務部営繕課

【住所】 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

【電話】 (契約一般) 総務・契約グループ 087-832-3571

(参加表明書・技術提案書) スポーツ・社会教育施設グループ 087-832-3579

【ファックス】 087-862-8116

【電子メール】 eizen@pref.kagawa.lg.jp

【ホームページ】 <http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/sec/sec13850.shtml>